

自生稚樹の保護手法の検討について

正木峠南西斜面の森林後退箇所において平成 22 年度に確認した自生稚樹の保護手法について、植生保全対策及びニホンジカ個体数調整合同現地ワーキンググループ（平成 23 年 8 月 29 日～30 日に実施）で検討を行った。

（1）検討箇所

平成 22 年度に既存自生稚樹の確認調査を実施した範囲

- ① 防鹿柵No.5 および6 の大規模ササ刈り実施範囲
- ② 正木峠南西斜面の防鹿柵外の防鹿柵No.5, 6, 16 に囲まれた範囲

（2）保護対象

保護対象はトウヒ、ウラジロモミ等針葉樹の自生稚樹を主な対象種とし、柵内は樹高 50cm 以上、柵外は樹高 30cm 以上の個体を主な対象とした。

（3）平成 22 年度自生稚樹確認調査結果

調査の結果、防鹿柵内 149 個体、防鹿柵外 460 個体、合計 609 個体の自生稚樹が確認された。

これらの確認稚樹には竹杭によりマーキングを実施し、大規模ササ刈りを行う際、損傷させないように配慮した。

① 区画別の自生稚樹確認数

調査範囲を 1～22 の区画に分け、区画別の自生稚樹確認数を図 1 および表 1 に示した。

防鹿柵内ではNo.6 の南西部、防鹿柵外では防鹿柵No.5 とNo.16 の間の岩礫地で多数の稚樹が確認された。

表 1 区画別の自生稚樹確認数

区画No.	No.5柵内	No.6柵内	柵外
1	-	18	-
2	2	4	-
3	8	-	-
4	-	79	-
5	-	24	18
6	5	-	20
7	-	-	0
8	-	-	12
9	-	-	9
10	-	-	0
11	-	9	0
12	-	-	7
13	-	-	22
14	-	-	68
15	-	-	115
16	-	-	22
17	-	-	5
18	-	-	129
19	-	-	15
20	-	-	0
21	-	-	3
22	-	-	15
計	15	134	460

② 樹種別の自生稚樹確認数

樹種別に自生稚樹の確認数を表2にまとめた。

確認された自生稚樹は、トウヒが最も多く、柵内138個体、柵外444個体、合計582個体で全体の95.6%であった。その他、針葉樹では、ウラジロモミ、ヒメコマツ、広葉樹では、ハリギリ、ナナカマド、ミズナラ、ミズメ、カマツカが少数であるが確認された。

表2 樹種別の自生稚樹確認数

樹種		No.5柵内	No.6柵内	柵外	計
針葉樹	トウヒ	14	124	444	582
	ウラジロモミ		3	13	16
	ヒメコマツ			2	2
広葉樹	ハリギリ	1	2		3
	ナナカマド		2		2
	ミズナラ		1		1
	オオイタヤメイゲツ			1	1
	ミズメ		1		1
	カマツカ		1		1
	合計	15	134	460	609

③ 樹高別の自生稚樹確認数

樹高別の自生稚樹の確認数を図2に示した。

柵内では、稈高約1mのミヤコザサが非常に高密度で生育しているが、ミヤコザサの稈高を超える稚樹が少ないながらも確認された。また、倒木・根株や樹木の根元などミヤコザサの密度が低い場所では、ミヤコザサの稈高よりも樹高が低い稚樹が確認された。

柵外では、ミヤコザサの稈高より樹高が高い稚樹は、ニホンジカの被食を受けやすいと考えられるが、倒木や根株のすき間やガレ場など、ニホンジカが侵入しにくい場所ではミヤコザサの稈高よりも樹高が高い稚樹も多く確認された。



柵内で確認されたササの稈高を超える稚樹



柵外のガレ地の倒木のすき間で多数生育する稚樹

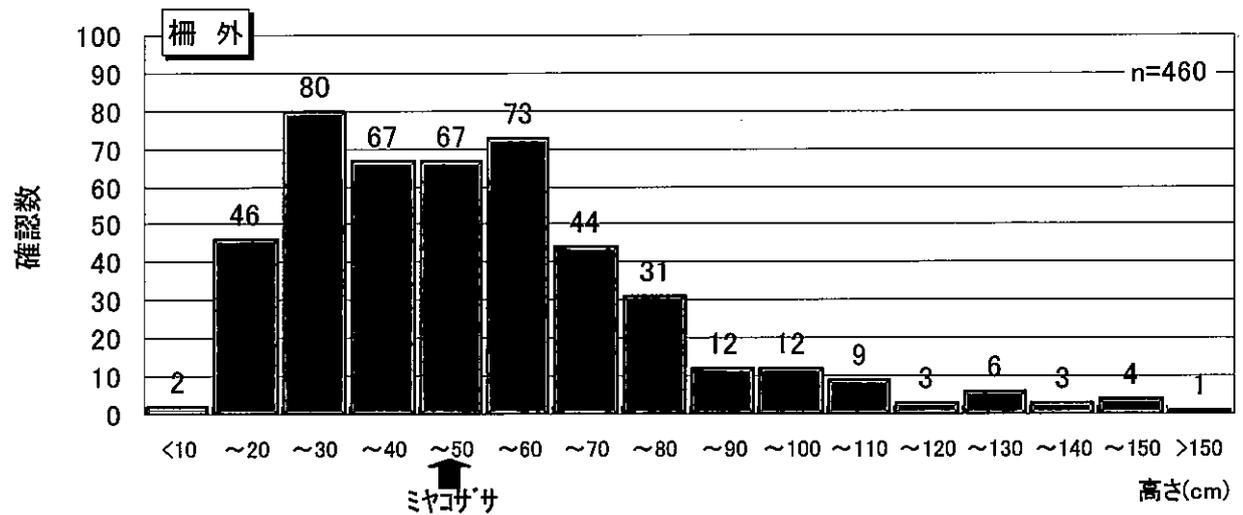
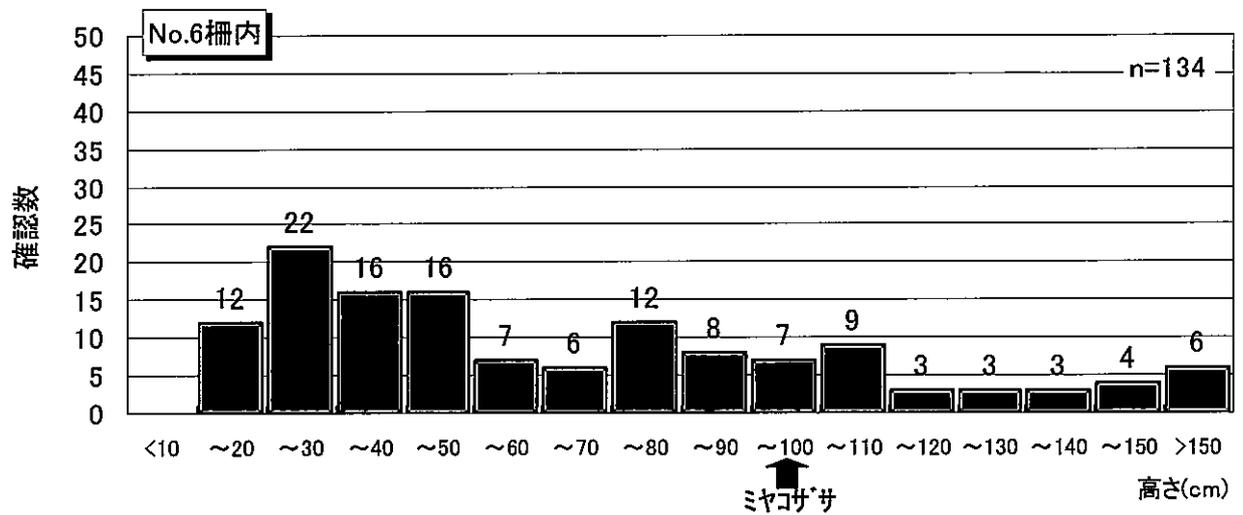
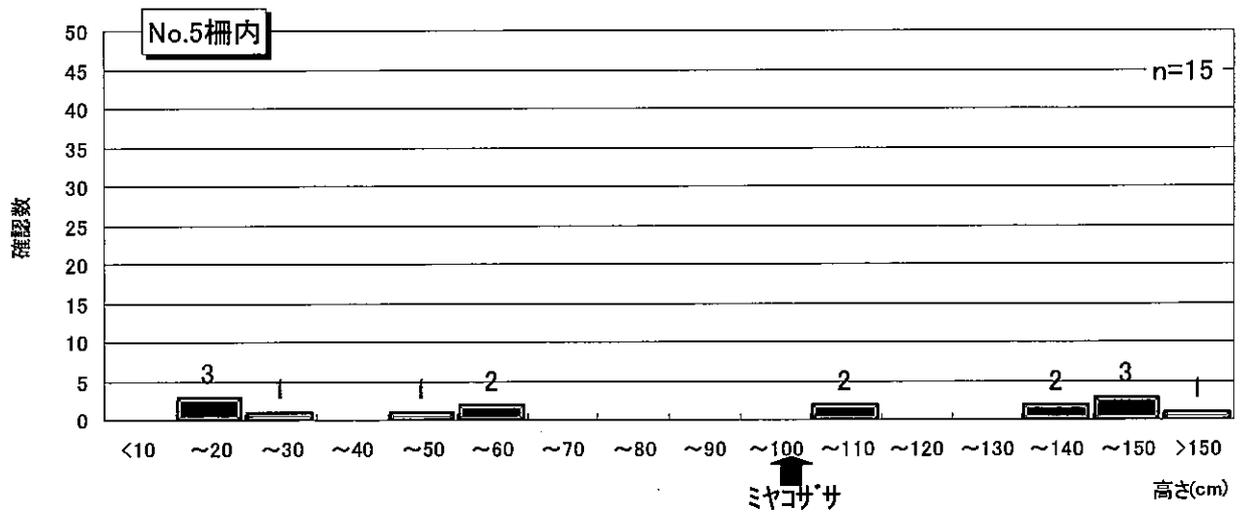


図2 樹高別の自生稚樹確認数

※矢印はミヤコザサの桿高を示す

(4) 保護手法の検討結果について

① 検討結果の概要

検討結果の概要は以下のとおり。

- ・ 小規模防鹿柵により保護したトウヒの自生稚樹の生育状況から、ミヤコザサの稈高よりも樹高の高い自生稚樹については、防鹿柵で保護する。これにより、主軸が生長するなど良好な結果が得られていることから、防鹿柵等により保護すべきである。特に、森林後退箇所については、自生稚樹を保護することにより、将来における樹林の回復も期待されることから、早急に対策を実施する必要がある。
- ・ 自生稚樹がまとまって分布している場所については、費用対効果を考慮して、小規模に自生稚樹を囲う単木保護対策ではなく、自生稚樹の分布している場所を面的に囲う防鹿柵による区域保護対策を用いた保護手法がよい。
- ・ 自生稚樹の密度が低い場所については、小規模に自生稚樹を囲う単木保護対策を実施する。自生稚樹の生育状況によっては、数本まとめて囲う。
- ・ 小規模に自生稚樹を囲う保護対策については、植栽イベントで使用した簡易防鹿柵や剥皮防止用樹脂ネットを使用する手法、倒木を利用し稚樹を囲う方法等が考えられるが、費用対効果や林野庁側の実施結果を検討し、選定することとする。
- ・ シカの移動経路の考慮について今後検討する。

② 自生稚樹の保護方針について

自生稚樹の保護手法については、防鹿柵による区域保護対策および小規模に自生稚樹を囲う単木保護対策を組み合わせることとした。現地確認により、図3に示すエリアについてそれぞれの対策で実施することとした。なお、区域保全対策のエリアについては、再度、現地確認をおこない詳細な線形を確定することとする。



自生稚樹がまとまって分布するエリア

